

令和2年度，令和3年度，令和4年度

水国浄 第2020-3号

国見浄水場及び国見庁舎清掃業務委託

特 記 仕 様 書

国見浄水課

国見浄水場

第 1 章 一 般 事 項

1 適用範囲

本特記仕様書は、「水国浄 第 2020-3 号 国見浄水場及び国見庁舎清掃業務委託」に適用するものである。

2 共通仕様書との関連等

- (1) 本特記仕様書に記載していない事項については、仙台市水道局（以下「局」という）制定の「維持管理業務委託共通仕様書」に基づくものとする。
- (2) 本特記仕様書と「維持管理業務委託共通仕様書」との間に相違点があれば、局と受注者との間で協議するものとする。

3 業務履行の場所

- (1) 仙台市青葉区国見六丁目 51-1 仙台市水道局 国見浄水場
- (2) 仙台市青葉区国見六丁目 12 仙台市水道局 国見浄水場排水処理棟
- (3) 仙台市宮城野区柞江 17-1 仙台市水道局 安養寺配水所
- (4) 仙台市青葉区貝ヶ森二丁目 6-7 仙台市水道局 国見庁舎

4 業務履行期限

本業務の履行期限は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

5 業務実施の時期および日時

本業務においては、受注者が提出する「業務履行計画表」および「月間予定表」に基づき、監督員の承諾を得た上で、各業務実施の時期および日時を決定する。

6 作業日および作業時間

原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く平日の 8 時 30 分～17 時 00 分までとする。やむを得ずこれ以外の日時に作業を行う必要がある場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

7 支払条件

契約金の支払い回数は 1 年当たり 12 回とし、月毎の部分完了後、支払うものとする。
なお、月毎の支払い額については契約時に協議の上決定する。

8 腸管検査

本業務においては、保健所等において腸管系伝染病原菌培養（赤痢菌・腸チフス菌・パ

ラチフス菌)を行い、その検査成績証明書を提出しなければならない。なお、検査成績証明書の有効期限は6ヶ月であり、6ヶ月毎に提出しなければならない。

9 業務の再委託

受注者は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、所定の様式により発注者の承諾を得なければならない。

10 提出書類

本業務においては、下記の書類を提出しなければならない。

1) 「維持管理業務委託共通仕様書」に様式が定められたもの。

- (1) 着手届等
- (2) 業務履行計画表
- (3) 業務担当者届
- (4) 現場代理人等の経歴書
- (5) 業務履行報告書(区分払用)
- (6) 業務完了届
- (7) その他、提出の必要が生じたもの

2) 「維持管理業務委託共通仕様書」に様式の定めがないもの。

(1) 業務計画書

業務計画書の内容は次のとおりとする。

- ① 委託業務の概要
- ② 計画工程表
- ③ 現場組織表
- ④ 安全管理：(会社や現場の安全衛生体制、リスクアセスメント実施一覧表等)
- ⑤ 実施方法
- ⑥ 緊急時の体制および対応
- ⑦ 環境対策
- ⑧ その他

(2) 腸管検査成績証明書

(3) 月間予定表

(4) 業務日誌

(5) 業務報告書および業務写真

(6) 請求書

(7) 業務委託検査書

(8) リスクアセスメント実施記録(実施一覧表、写真、実施の記録等)

(9) 必要が生じ、別途監督員が指示したもの

11 安全対策

受注者は安全衛生責任者を定め、労働安全衛生法等に従い、受注者の責任において業務を行なわなければならない。

12 既設構造物の保全

本業務の履行にあたっては、既設構造物の保全に十分注意しなければならない。既設構造物に破損等の事故を起こした場合は、速やかに監督員へ報告を行い、局の指示により受注者の負担で補修を行わなければならない。

13 ネームプレートの着用

受注者は、作業現場内に入場する者全てについて、ネームプレートを着用させること。

※ネームプレート記載事項（例）

- ① 業務件名
- ② 会社名（受注者）
- ③ 会社名（再委託者）
- ④ 氏名
- ⑤ 履行期間（令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）
- ⑥ 腸管検査有効期間（令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）

14 廃棄物の取扱

業務の履行で発生する一般廃棄物（営業ごみ）については、監督員が指示する所定の位置に集積するものとする。

15 業務従事者の服装

業務従事者は、業務に適した衣服を着用すること。また、窓ガラス清掃等の安全に注意を要する作業にあたっては、保安帽等の安全装備も着用すること。

16 業務従事者の研修

業務履行のために必要な業務従事者への研修及びその他指導は、受注者において行なわなければならない。

17 環境配慮に関する要請について

受注者は、「新・仙台環境行動計画—持続可能な地域をつくるエコプラン」に基づき、環境配慮に関する要請書（公共事業を行うに際しての環境配慮について）に掲げた要請事項を遵守するものとする。

18 環境への負荷の低減

仙台市の環境マネジメントシステムの運用に協力し、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど環境への負荷の低減に努めること。

19 現場代理人・主任技術者・業務従事者の適正配置及び雇用関係について

本業務において現場代理人・主任技術者・業務従事者は、受注者と直接的な雇用関係にあるものを適正配置するものとする。

また、局に資格者証、健康保険被保険者証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書又は市町村民税等の特別徴収税額通知書等(原則、原本とする。)を提示し、直接的かつ恒常的な雇用関係があることの確認を受けるものとする。

20 安全管理について

受注者は、本特記仕様書に「業務履行にあたっての留意点」の記載がある場合、その具体的対策を業務計画書の安全管理欄に記載すること。また、本委託履行に関してリスクアセスメント(労働安全衛生法第28条第2項による)を実施し、リスクアセスメント実施一覧表(参考様式)を自由書式にて作成し、業務計画書の安全管理欄に記載すること。

なお、同一一覧表に記載したリスク低減措置について、対応措置及び措置実施日を追記した一覧表と、措置実施が確認できる資料(写真、実施の記録等)をあわせて、完成検査前に監督員に提出すること。

厚生労働省リスクアセスメント等関連資料・教材一覧(参考資料)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>

(建設業版)

http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/saigaiboushi_riskmanagement_manual.pdf

21 契約締結時点における設計単価変更の取扱いについて

本委託は、契約締結時点における設計単価変更を行い、業務委託料を契約変更することができる委託である。

なお、変更対象とする設計単価は、労務単価、資材単価、市場単価、複合単価及び機械賃料等とする。なお、歩掛、処分費及び委託毎に見積又は特別調査により策定した単価は、原則、変更の対象としないものとする。

受注者は、業務委託料の変更協議を請求する場合は、以下のアドレスから様式をダウンロードし発注者(担当者)に提出すること。なお、変更協議を請求できる期間は、当初契約締結日から起算し30日以内とする。

http://www.suidou.city.sendai.jp/nx_image/07-jigyousha/07-310-2016-0406-2.zip

22 業務予定価格算出に使用した積算基準書について

本業務の業務費の算出は、令和2年1月の物価資料の単価を採用している。

- ① 本業務は、「仙台市水道局積算要領集」、「土木工事標準積算基準書」、「建築保全業務積算基準及び同解説」により算出している業務である。
- ② 側溝清掃業務に関しては、東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛（復興歩掛）を適用し、また、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について（復興係数補正）に基づき、間接工事費の割増しを行っている業務である。

第 2 章 業 務 内 容

1 業務概要

本業務は、国見浄水場、安養寺配水所及び国見庁舎の構内等の清潔や美観を保ち、施設の衛生状態を維持するために実施するものである。

2 業務の内容

作業内容は別表の基準表のとおりとする。また、作業方法も別表 4 のとおりとし、本業務委託の範囲は下記のとおりである。

(1) 国見浄水場清掃業務

- ・ 日常清掃業務

別表 1-1 のとおり

- ・ 定期清掃業務

別表 1-2 のとおり

- ・ 臨時清掃業務

別表 1-3 のとおり

- ・ 側溝清掃業務

監督員が指定する側溝の清掃（年 1 回）及び集水柵の清掃（年 2 回）

(2) 安養寺配水所清掃業務

- ・ 屋外便所清掃業務

別表 2 のとおり

(3) 国見庁舎清掃業務

- ・ 日常清掃業務

別表 3-1 のとおり

- ・ 定期清掃業務

別表 3-2 のとおり

- ・ 臨時清掃業務

別表 3-3 のとおり

3 履行の打合せ・月間予定表

- (1) 業務の履行に当たっては、監督員と綿密な打ち合せを行ない、遺漏の無いようにしなければならない。

- (2) 受注者は、別表の基準表に基づき月間予定表を作成し、監督員に提出し承諾を得なければならない。

4 業務履行にあたっての留意点

- (1) トイレトペーパー，ごみ袋及び手洗い用石鹼などの衛生消耗品は局から支給する。
- (2) 業務により収集した茶殻，吸殻，塵芥，及び厨芥等は，監督員の指定した場所に集積し，週1回まとめて搬出するものとする。なお，集積，搬出の際は火気及び飛散に注意するものとする。
- (3) 作業で引火性のガソリン・ベンジン類を使用する時は，監督員の許可を得て使用すること。
- (4) 浄水操作に影響を与えることのないよう，また，浄水及び浄水処理過程水を汚染することのないよう，十分に注意して業務を行うこと。
- (5) 設計図書に定めのない事項で，本業務委託の趣旨に基づき当然必要と考えられる軽微な作業（構内ごみ拾い等）については，受注者において補完すること。

以上

別表1-1 国見浄水場清掃作業基準表（日常清掃）

室種別		作業種別	日常清掃														摘要						
			床の除塵	床の拭き掃除	床の洗浄	灰皿掃除	ごみ箱のごみ収集	玄関扉ガラス拭き	フロアマットの除塵	手すりの拭き掃除	衛生陶器の洗浄	洗面台の洗浄	鏡の拭き掃除	衛生消耗品の補充	茶殻収集	流し台の洗浄	机の拭き掃除	窓台の拭き掃除	換気口清掃	ドアノブの拭き掃除	電話器の乾拭き	床面積（㎡）	床面積計（㎡）
本館	管理室	繊維床	1				1									適	適		適	適	163	709	
	事務室(2階)	ビニール床シート	1	1			1									適	1/週		適	適	90		
	OA室(2室)	ビニール床シート	1	1			1									適	1/週		適	適	60		
	更衣室	ビニール床シート	1	1			1									適			適		19		
	コピー室	ビニール床シート	1	1			1									適			適		11		
	書庫室	ビニールタイル	1	1			1												適		24		
	会議室(2階)	ビニールタイル	1	1			1									適	1/週		適	適	110		
	ロビー展示室	ビニールタイル	2	1			1									適	1/週				82		
	水質計器室	ビニール床シート	1	1			1									適	1/週		適		44		
	事務室・会議室(1階)	ビニールタイル	1	1			1									適	1/週		適	適	60		
	休憩室	ビニールタイル	1	1			1									適	1/週		適	適	30		
	湯沸室(2室)	ビニール床シート	1	1			1							1	2				適	適	16		
	玄関ホール	ビニールタイル他	2	1			2	1	1										1/週		適		
	廊下	ビニールタイル他	2	1			2												1/週		適		
	階段	ビニールタイル他	1	1						1													
	倉庫	ビニールタイル	1	1																適			6
	休憩室(畳・2室)	畳	1				1									適	適		適	適	39		
	浴室	タイル			1							1							適	適			5
	便所(3室)	タイル	2	2			1				1	2	2						適	適			22
2Fベランダ					1																		
計																					1000		
本館	屋外便所	コンクリート	1/週	1/週			1/週						1/週	1/週	1/週	1/週			適	適	18.7	18.7	
排水処理棟	中央管理室	Pタイル	1/週	1/週		1/週	1/週								適	適		適	適	35	143		
	控室	Pタイル	1/週	1/週		1/週									適	適		適	適	15			
	湯沸室	Pタイル	1/週	1/週		1/週							1/週	1/週				適	適	4			
	便所	タイル	1/週	1/週		1/週				1/週	1/週	1/週	1/週					適	適	6			
	通路	コンクリート	1/週																			51	
	階段	コンクリート	1/週						1/週												32		
計																					161.7		

1・・・毎日(土日祝祭日年末年始を除く)1回を示す。 2・・・毎日(土日祝祭日年末年始を除く)2回を示す。

適・・・適宜または監督員の指示による。

別表1-2 国見浄水場清掃作業基準表（定期清掃）

室種別			定期清掃					摘要		
			作業種別	床の表面洗淨	床の除塵・拭き掃除	フロアマットの洗淨			床面積 (㎡)	
		床材質								
本館	事務室(2階)	ビニール床シート	1/月					90		
	OA室(2室)	ビニール床シート	1/月					60		
	更衣室	ビニール床シート	1/月					19		
	コピー室	ビニール床シート	1/月					11		
	書庫室	ビニールタイル	1/月					24		
	会議室(2階)	ビニールタイル	1/月					110		
	ロビー展示室	ビニールタイル	1/月					82		
	水質計器室	ビニール床シート	1/月					44		
	事務室・会議室(1階)	ビニールタイル	1/月					60		
	休憩室	ビニールタイル	1/月					30		
	湯沸室(2室)	ビニール床シート	1/月					16		
	玄関ホール・各ホール	ビニールタイル他	1/月		1/月			219		
	廊下	ビニールタイル他	1/月							
	階段	ビニールタイル他	1/月							
		計						765		
排水処理棟	中央管理室	Pタイル	6/年					35		
	控室	Pタイル	6/年					15		
		計						50		
その他	ろ過池	コンクリート他 (ビニールタイル 表面洗淨面積)	2/年	1/月				936 (287)		

* 床の表面洗淨は、樹脂ワックス仕上げとする。

* ろ過池の床表面洗淨は、ビニールタイル部(287㎡)のみ。

別表1-3 国見浄水場清掃作業基準表（臨時清掃）

室種別		作業種別	臨時清掃				摘要			
			窓ガラス清掃	ブラインド清掃	照明器具清掃		床面積 (㎡)	窓ガラス (㎡)	ブラインド (㎡)	照明器具 (基)
		床材質								
本館	事務室(2階)	ビニール床シート	3/年	2/年	2/年			43	21	
	設計積算室・応接室	ビニール床シート	3/年	2/年	2/年			32	12	
	更衣室	ビニール床シート			1/年				2	
	コピー室	ビニール床シート			2/年				1	
	書庫室	ビニールタイル	3/年		1/年				1	
	会議室(2階)	ビニールタイル	3/年		1/年				*30 3	
	ロビー展示室(2階)	ビニールタイル	3/年		1/年				*11	
	管理室	繊維床	3/年	2/年	2/年			5	*19 17	
	水質計器室	ビニール床シート	3/年	2/年	2/年		445	6	6	
	事務室・会議室(1階)	ビニールタイル	3/年	2/年	2/年			31	12	
	修養室	ビニールタイル	3/年	2/年	2/年			9	6	
	倉庫	ビニールタイル			1/年				2	
	休憩室(2室)	畳	3/年	2/年	2/年			20	*3	
	湯沸室(2室)	ビニール床シート			2/年				2	
	浴室	タイル	3/年	2/年	1/年			4	*3	
	便所(3室)	タイル	3/年		1/年				4	
	廊下階段玄関ホール	ビニールタイル他	3/年		2/年				*6 11	
		計						445	150	*72 100
排水処理棟	中央管理室	Pタイル								
	控室	Pタイル								
	計									
その他	ろ過池	コンクリート他 (ビニールタイル 表面洗浄面積)	2/年					380		

* カバー付照明器具

- * 管理室の照明器具は、カバー付きが19基、カバー無しが17基。
- * ロビー展示室のカバー付照明器具は13基だが、高所の2基は清掃しない。
- * 節電のため器具を外しているものは計上しない。

別表2

安養寺配水所清掃作業表(屋外便所清掃)

実施月 作業種別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
屋外便所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

* 屋外便所清掃は、月1回

別表3-1 国見庁舎清掃作業基準表（日常清掃）

室種別		作業種別	床材質	日常清掃																	床面積（㎡）	
				床の除塵	床の拭き掃除	床の洗浄	灰皿掃除	ごみ箱のごみ収集	玄関扉ガラス拭き	フロアマットの除塵	手すりの拭き掃除	衛生陶器の洗浄	洗面台の洗浄	鏡の拭き掃除	衛生消耗品の補充	茶殻収集	流し台の洗浄	机の拭き掃除	窓台の拭き掃除	換気口清掃		ドアノブの拭き掃除
事務所棟	事務室(休憩室含む)(2階)	ビニール床シート	1	1			1										適	1/週		適	適	299
	玄関ホール	ビニール床シート	1	1				適	適													54
	廊下階段(2階)	ビニール床シート	1	1					適	適												92
	給湯室(2階)	ビニール床シート	1	1			1						適	適	適					適		4
	手洗い(2階)	タイル	1							適	適	適	適									12
	更衣室	ビニール床シート	1	1																		32
	事務室(1階)	ビニール床シート	1	1			1											1/週				32
	食堂	ビニール床シート	1	1			1						適	適	適	適	1/週		適	適		54
	和室(3カ所)	畳																1/週				60
	手洗い(1階)	タイル	1							適	適	適	適									14
	会議室(2カ所)	ビニール床シート	1	1																		146
	洗濯乾燥室	ビニール床、タイル	1							適												12
	シャワー室	ビニール床シート	1							適								1/週		適	適	15
	廊下階段(1階)	ビニール床シート	1	1					適	適												82
計																					908	

1・・・毎日(土日祝祭日年末年始を除く)1回を示す。 2・・・毎日(土日祝祭日年末年始を除く)2回を示す。
 適・・・適宜または監督員の指示による。

別表3-2 国見庁舎清掃作業基準表(定期清掃)

室種別	作業種別	床材質	定期清掃					摘要
			床の表面洗淨	床の除塵・拭き掃除	フロアマットの洗淨			床面積 (㎡)
事務所棟	事務室等	ビニール床シート	1/月					346
	手洗い湯沸室等	ビニール床等	1/月					74
	食堂(1階)	ビニール床シート	1/月					54
	会議室(1階)	ビニール床シート	1/月					146
	階段,廊下等,各ホール	ビニールタイル	1/月					228
	和室(仮眠室)	畳等						60
		計		848				

- * 床の表面洗淨は、樹脂ワックス仕上げとする。
- * 樹脂ワックスがけは土曜または日曜日に実施する。

別表3-3

国見庁舎清掃作業基準表（臨時清掃）

室種別		作業種別	床材質	臨時清掃				摘要					
				窓ガラス清掃	ブラインド清掃	照明器具清掃		床面積（㎡）	窓ガラス（㎡）	サッシ（㎡）	ブラインド（㎡）	照明器具（基）	
事務所棟	事務室(休憩室含む)(2階)	ビニール床シート		3/年	1/年	1/年							
	玄関ホール	ビニール床シート		3/年		1/年							
	廊下階段(2階)	ビニール床シート				1/年							
	給湯室(2階)	ビニール床シート				1/年							
	手洗い(2階)	タイル		3/年		1/年							
	更衣室	ビニール床シート		3/年		1/年							
	事務室(1階)	ビニール床シート		3/年	1/年	1/年							
	食堂	ビニール床シート		3/年	1/年	1/年		153	13	107	*26	147	
	和室(3カ所)	畳		3/年		1/年							
	手洗い(1階)	タイル				1/年							
	会議室(2カ所)	ビニール床シート		3/年		1/年							
	洗濯乾燥室	ビニール床,タイル				1/年							
	シャワー室	ビニール床シート		3/年		1/年							
	廊下階段(1階)	ビニール床シート				1/年							
	計							153	13	107	*26	147	

* カバー付照明器具

別表4 作業方法

区分	作業方法
床の除塵	ほうきや掃除機により掃除。
床の拭き掃除	モップによる水拭き。
床の洗浄	床面および浴槽の水洗い。汚れが目立つ場合は洗剤を用いてモップ又はスポンジ等で洗う。排水口のごみの除去も行う。
フロアマットの除塵	ほうき等による除塵。
扉ガラス拭き	汚れが目立つ部分について雑巾がけ。
灰皿掃除	吸殻を収集し、灰皿を雑巾で拭く。
ゴミ箱のごみ収集	ごみを収集し、容器の汚れた部分は雑巾で拭く。
手すりの拭き掃除	雑巾がけ。
茶殻収集	茶殻を収集し、容器を洗う。
流し台の洗浄	スポンジ等による水洗い。汚れが目立つ場合は洗剤を用いる。
衛生陶器の洗浄	洗剤を用いて洗浄。
洗面台の洗浄	スポンジ等による水洗い。汚れが目立つ場合は洗剤を用いる。
鏡の拭き掃除	雑巾等による拭き掃除。
衛生消耗品の補充	トイレトーパーや石鹼等の補充。
机の拭き掃除	雑巾がけ。
窓台の拭き掃除	雑巾がけ。
換気口清掃	換気扇およびその周辺の水拭き。汚れが目立つ場合は洗剤を用いる。
ドアノブの拭き掃除	雑巾がけ。
電話機の乾拭き	雑巾による乾拭き。
床の表面洗浄	除塵、モップ掛けを行った後に樹脂ワックスを施すこと。
フロアマットの洗浄	水洗い。汚れが目立つ場合は洗剤を用いる。
窓ガラス清掃	ワイパー及び洗剤等を使用しての、窓ガラス・サッシの清掃。
ブラインド清掃	スラット等を洗剤を用いてモップ等により拭く。取り外して実施。
照明器具清掃	雑巾により蛍光灯、反射板、カバー等を拭く。汚れが目立つ場合は洗剤を用いる。

別表5-1

作業日誌

令和 年 月 日

検印	
----	--

作業種別 室種別		床の除塵	床の拭き掃除	床の洗浄	フロアマットの除塵	扉ガラス拭き	灰皿掃除	ごみ箱のごみ収集	手すりの拭き掃除	衛生陶器の洗浄	洗面台の洗浄	鏡の拭き掃除	衛生消耗品の補充	茶殻収集	流し台の洗浄	机の拭き掃除	窓台の拭き掃除	換気口清掃	ドアノブの拭き掃除	電話器の乾拭き		
本館	事務室・会議室(2階) OA室(2室)																					
	コピー室 更衣室 書庫室																					
	ロビー展示室																					
	管理室																					
	水質計器室																					
	事務室・会議室(1階)																					
	修養室																					
	湯沸室(2室)																					
	倉庫																					
	休憩室(2室)																					
	浴室																					
	便所(3室)																					
	玄関ホール																					
	廊下																					
階段																						
排水処理棟	中央管理室 控室																					
	湯沸室																					
	便所																					
	通路 階段																					
場内	屋外便所																					
	ろ過池																					
	薬品注入棟																					
	第2ポンプ所																					
	自家発電室																					

備考

